

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融
庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己
資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新銀行告示」という。
）第十条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新銀行告示第十一条において準用する場合を除く。）の
規定並びに新銀行告示第十条第五項（新銀行告示第十一条において準用する場合を除く。）に規定する別
紙様式第十一号の二は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る
説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従
前の例による。

2 新銀行告示第十一条において準用する新銀行告示第十条第四項及び第五項の規定並びに同項に規定する

別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新銀行告示第十二条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新銀行告示第十三条において準用する場合を除く。）の規定、新銀行告示第十五条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新銀行告示第十六条において準用する場合を除く。）の規定並びに新銀行告示第十二条第五項（新銀行告示第十三条において準用する場合を除く。）及び第十五条第五項（新銀行告示第十六条において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新銀行告示第十三条において準用する新銀行告示第十二条第四項及び第五項の規定、新銀行告示第十六条において準用する新銀行告示第十五条第四項及び第五項の規定並びに新銀行告示第十三条において準用する新銀行告示第十二条第五項及び新銀行告示第十六条において準用する新銀行告示第十五条第五項に規

定する別紙様式第十一号の二は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信金告示」という。）第二条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新信金告示第四条第一項において準用する場合を除く。）の規定並びに新信金告示第二条第五項（新信金告示第四条第一項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新信金告示第三条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新信金告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定並びに新信金告示第三条第五項（新信金告示第四条第二項において準用する場合を除

く。）に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新信金告示第四条第一項において準用する新信金告示第三条第四項及び第五項の規定、新信金告示第四条第二項において準用する新信金告示第三条第四項及び第五項の規定並びに新信金告示第四条第一項において準用する新信金告示第二条第五項及び新信金告示第四条第二項において準用する新信金告示第三条第五項に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する半期（四月から九月までの半期をいう。以下同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（以下この条において「新信組告示」という。）第二条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新信組告示第四条第一項に

おいて準用する場合を除く。）の規定並びに新信組告示第二条第五項（新信組告示第四条第一項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新信組告示第三条第三項の規定、同条第四項及び第五項（新信組告示第四条第二項において準用する場合を除く。）の規定並びに新信組告示第三条第五項（新信組告示第四条第二項において準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する連結会計年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新信組告示第四条第一項において準用する新信組告示第二条第四項及び第五項の規定、新信組告示第四条第二項において準用する新信組告示第三条第四項及び第五項の規定並びに新信組告示第四条第一項において準用する新信組告示第二条第五項及び新信組告示第四条第二項において準用する新信組告示第三条第五項に規定する別紙様式第一号の二は、適用日以後に終了する半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

